

議 長 休憩を解いて再開します。 (10時15分)

日程第4「議案第27号松田町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第27号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。
令和3年6月2日提出、松田町長 本山博幸。
提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第27号松田町税条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条文の整備等を図るものでございます。詳細につきましては4枚目の参考資料1、新旧対照表を使って御説明させていただきます。左側が改正後、右側が改正前でございます。第13条法人町民税の均等割の税率についての規定でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページの表の中、片仮名のオ、こちらの規定につきまして、地方税法の改正により、引用条項の号ずれが生じたことから改正するものでございます。

次に、第28条の4、軽自動車税の環境性能割の税率に関する規定でございます。こちらは令和2年度燃費基準を令和12年度燃費基準に読み替える、新たな燃費基準を踏まえた読み替え規定が追加されたことに伴い、第1号及び第2号の同条第4項の後に「又は第5項」をそれぞれ追加するものでございます。

3ページの右側、改正前の附則第13項は、固定資産税の課税標準の特例でありますわがまち特例についての規定でございますが、税負担の軽減措置が講じられている固定資産税につきまして、対象が見直されたことにより改正するものでございます。

第3号は雨水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設についての規定でございますが、こちらは対象期間が終了したため廃止となります。このことによりまして、以下第4号から次の4ページ、第16号まで、1号ずつ繰り上が

ります。繰り上がった改正後の第3号から第15号までは地方税法附則第15条の項ずれを整理するものでございます。

また、4ページの右側、改正前の第17号に規定されている、こちらは生産性革命の実現に向け、中小企業が新規に設備投資をする一定の機械装置等という規定になりますが、こちらは既に第19号に規定されております対象設備事業用家屋及び構築物と統合するため、廃止いたします。その名称を特例対象資産といたします。附則第17号を廃止したことにより、以下1号ずつ繰り上がります。

次に、5ページの附則第23項から、6ページ、附則第25項まで、こちらに規定されております軽自動車税種別割のグリーン化特例につきまして、令和2年度分限りの規定につきましての記載を削除し、改めるものでございます。

6ページの左側の改正後、附則第26項から、8ページの第29項までは、軽自動車税のグリーン化特例につきまして、現行制度の適用車両を、減額がおおむね75%軽減となる電気系自動車等に限定し、4輪以上の営業用乗用車と3輪については令和12年度燃費基準への切替えを行った上で、その特例措置を適用期限を令和5年度まで2年間延長する規定をそれぞれ追加するものでございます。附則第26項から第29項を追加したことによりまして、8ページ、改正前の附則第26項が第30項に繰り下がります。

恐れ入ります、4枚お戻りいただきまして、改正文の4ページを御覧ください。附則でございます。第1項施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

第13条の法人町民税の均等割の税率の改正規定につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項につきましては、軽自動車税に関する経過措置、また、第4項は固定資産税に関する経過措置といたしまして、それぞれ適用となる期日とそれ以前の取扱いについて定めております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第27号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。